

茨城県報

第7704号

昭和63年11月4日

金曜日

目 次

告 示

	ページ
●字の区域の変更(地方課)	1
●生活保護法による医療機関の指定、廃止、変更及び休止(社会福祉課)	2
●結核予防法に規定する医療機関の指定及び辞退(保健予防課)	4
●原子爆弾被爆者の一般疾病医療機関の指定及び辞退(〃)	5
●新規土地改良事業の認可(農地管理課)	6
●更正換地処分(〃)	6
●道路の区域変更(道路維持課)	6
●道路の供用開始(〃)	7
●都市計画下水道の決定及び取消(都市計画課)	7
●都市計画緑地の決定(〃)	8
●都市計画事業の変更認可(下水道課)	8

公 告

●県営土地改良事業計画(農地管理課)	9
●建築許可に関する聴聞(建築指導課)	9
●開発行為の工事完了(〃)	9
●道路位置の指定(2件)(〃)	10

訓 令

(選挙管理委員会)

●公職選挙法等事務施行細則の一部を改正する訓令	10
-------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1465号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により大野村長から土地改良事業に伴い、同村内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

大字荒井字中 529の1, 553の1, 553の2, 554の1から554の3まで, 554の
10, 554の11, 555の1から555の4まで, 555の14, 555の
18から555の20まで, 555の29, 555の30, 556, 561の1,
561の8から561の10まで, 562の6, 570, 570の1

〃 字前 530の1, 530の2, 530の5から530の16まで, 531, 532の1,
532の4, 533の1, 534の1, 534の4, 535, 536の1, 53
6の4, 537の1, 537の4, 539の1, 540, 541の1, 541の
3, 542の1, 542の2, 543, 544の2, 549の2, 549の6,
549の7, 552

〃 字浜野畠 2869の1, 2870の1, 2871の1

大字和字明 794, 795, 795の1から795の3まで

大字青塚字縦 1168の2の1, 1168の4, 1168の8, 1168の9, 1169の2,
1169の5

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字荒井字西に変更

大字荒井字前 503の内

上記を大字荒井字中に変更

大字荒井字中 452の1の内, 452の4の内, 454の1の内, 454の2の内, 504の内,
504の1, 505の内, 506の内, 507, 508, 509の内, 528の
1の内, 528の2の内

〃 字浜野畠 2869の2, 2869の4, 2870の2, 2871の2, 2872から2
904まで, 2905の1から2905の5まで, 2906から2912まで,
2913の1, 2913の2, 2914, 2915の1, 2915の2, 291
6の1, 2916の2, 2917の1, 2917の2, 2918の1から291
8の3まで, 2919

大字青塚字貞 1094の2, 1095の2, 1095の4

〃 字縦 1164の1から1164の4まで, 1164の9から1164の15まで
及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字荒井字前に変更

茨城県告示第1466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による医療機関について、次のとおり、指定、
廃止、変更及び休止した。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

(医療機関コード) 名 称	所 在 地	開 設 者	診療科目	点数表	指 定 等 年 月 日	指定等 の 别
(0122879) 医療法人社団光明会 山本整形外科	水戸市千波町478-3	医療法人社団 光 明 会	整, 麻, 理	乙	63.8.1	指 定
(1020270) とき田クリニック	下妻市長塚28-1	鶴 田 典 夫	整, 外, 内, 消, 胃, 皮, 泌, 形成	"	"	"
(0131942) 宮 本 歯 科	水戸市宮町2-4-35	宮 本 公 武	歯	-	63.9.1	"
(0330924) 東 口 歯 科 医 院	土浦市港町1-7-1	小 竹 進	"	-	63.7.1	"
(0330940) ファミリー歯科	" 荒川沖東 2-7-1	李 徳 操	"	-	63.10.1	"
(3230352) 木 下 歯 科 医 院	西茨城郡友部町旭町 217-8	木 下 克 己	"	-	63.8.1	"
(3130727) 医療法人恵歯会 なかのべ歯科医院	東茨城郡小川町中延 632-1	医療法人 恵 歯 会	"	-	"	"
(3830730) 久 松 歯 科 医 院	稲敷郡茎崎町小茎 1062-3	久 松 雅 彦	"	-	63.9.1	"
(0140115) 笠 野 薬 局	水戸市袴塚3-1-6	笠 野 正 子	調 剤	-	63.8.23	"
(1940042) 石 川 薬 局	牛久市田宮町1084	有限会社 ヤ マ ロ ク	"	-	63.10.1	"
(3440041) フ ジ タ 薬 局	久慈郡大子町大子712	藤 田 靖 子	"	-	63.8.1	"
(4240093) 榎 本 薬 局	結城郡八千代町平塚 3485	有限会社 榎 本 商 店	"	-	63.9.1	"
(93) 名倉堂榎原接骨院	土浦市中村南 1-2-5	榎 原 重 隆	柔道整復	-	63.10.8	変 更 (名称)
(234) 下 津 接 骨 院	" 神立中央 2-18-16	下 津 良 尹	"	-	63.9.1	" (住居) (表示)
(422) ませ中央接骨院	つくば市真瀬582	横 山 畿 誉	"	-	63.9.20	" (名称)
(3330558) ベル歯科医院	那珂郡那珂町菅谷 4489-2	山 田 隆 博	歯	-	63.10.13	休 止
(0520429) 石 岡 第 一 病 院	石岡市石岡13446-6	米 村 尚 晃	-	-	63.10.1	廃 止
(3820784) 博 田 医 院	牛久市刈谷町2-133	博 田 良	-	-	63.8.31	"
(3120565) 栗 崎 医 院	東茨城郡常澄村栗崎 1180	高 崎 重 美	-	-	63.4.30	"

(4420246) 内田胃腸科外科病院	北相馬郡守谷町北園 1630-1	内 田 泰 彦	-	-	63.10.1	廃 止
(0230124) 石井歯科医院	日立市千石町 1-11-25	石 井 恒 雄	-	-	63.9.30	"
(0330882) ファミリー歯科	土浦市荒川沖798-1	渡 辺 晃 子	-	-	63.9.19	"
(1130026) 片見歯科医院	水海道市諏訪町 2794-8	片 見 冬 樹	-	-	63.9.26	"
(4240028) 榎本薬局	結城郡八千代町平塚 3485	榎 本 浩	-	-	62.12.23	"
(294) 梅ヶ丘接骨院	水戸市見和2-471-15	柳 林 秀 明	-	-	63.9.7	"
(423) 千波接骨院	" 千波町1439-8	柳 林 秀 明	-	-	63.10.13	"
(388) 秋谷接骨院	古河市中田2368	石 塚 尚 樹	-	-	63.7.21	"
(339) 岡村接骨院	鹿島郡鉾田町安房1644	岡 村 正 三	-	-	63.6.1	"

茨城県告示第1467号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定し、同条第4項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 攻理会水戸整形外科病院	水戸市栄町2丁目1番17号	昭和63年9月17日
三石内科クリニック	竜ヶ崎市高須町提外4008-1番地	昭和63年10月18日
医療法人 千寿会石岡第一病院	石岡市石岡13446-6	昭和63年10月1日
医療法人 啓山会山中医院	古河市東1丁目7-11	昭和63年9月9日
医療法人 左山会太田内科眼科医院	古河市中央町2丁目2番18号	昭和63年9月9日

(辞 退)

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
石 岡 第 一 病 院	石岡市石岡13446-6	昭和63年9月30日
山 中 医 院	古河市東1丁目7-11	昭和63年9月9日
太 田 内 科 眼 科 医 院	古河市中央町2丁目2番18号	昭和63年9月9日

~~~~~  
茨城県告示第1468号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）第14条の3第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定し、同条第2項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和63年11月4日

(指 定)

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 名 称              | 所 在 地           | 指 定 年 月 日  |
|------------------|-----------------|------------|
| 同 愛 病 院          | 石岡市府中3丁目1-6     | 昭和63年9月1日  |
| 美 野 里 病 院        | 東茨城郡美野里町西郷地1462 | 昭和63年9月14日 |
| 医療法人 千寿会 石岡第一病院  | 石岡市石岡13446-6    | 昭和63年10月1日 |
| 医療法人 恵歯会 桜ヶ岡歯科医院 | つくば市吾妻3丁目17-6   | 昭和63年9月22日 |

(辞 退)

| 名 称         | 所 在 地        | 辞 退 年 月 日  |
|-------------|--------------|------------|
| 石 岡 第 一 病 院 | 石岡市石岡13446-6 | 昭和63年9月30日 |

~~~~~

茨城県告示第1469号

昭和63年7月27日付けで久慈郡水府村大字東連地1702番地寺門操ほか31名から認可申請のあった大作地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和63年10月28日認可した。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1470号

昭和63年9月30日付け農管指令第271号をもって認可した大辺田地区工区の更正換地計画については、換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和63年11月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 293号

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
那珂郡緒川村大字小舟字赤石 3398番3地先から 那珂郡美和村大字小田野 字築地下70番1地先まで	旧	メートル 最大 10.0 最小 3.0	メートル 2,690.0	
		最大 93.0 最小 10.0	2,400.0	
那珂郡緒川村大字小舟字赤石 3398番3地先から 那珂郡美和村大字鷺子字柏木 135番1地先まで	新	最大 93.0 最小 10.0	2,400.0	美和村へ移管のため の区域変更

茨城県告示第1472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和63年11月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道笠間緒川線
 - 2 供用開始の区間 笠間市大字飯田字牛ヶ沢1259番地先から
笠間市大字石寺字古道140—1番地先まで
 - 3 供用開始の期日 昭和63年11月4日
-

茨城県告示第1473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により土浦・阿見、石岡都市計画下水道を変更し、美野里都市計画下水道を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
石岡市東石岡一丁目、東石岡二丁目、杉並三丁目、北府中一丁目、北府中三丁目、大字石岡字箕輪下、字山王、字白久台、字並木東、字水久保の一部
追加する部分
石岡市杉並二丁目、杉並四丁目、正上内、大字石岡字正上内の一部
 - 2 都市計画を定める土地の区域
東茨城郡美野里町大字羽刈字五万堀、字中田、字中峯前の各一部
大字羽鳥字坂境、字東平、字東裏、字後谷津、字青木山、字東表の各全部、
並びに字西裏、字宮前、字羽鳥、字花館、字開、字東原、字上ノ堰、
字西平、字東谷津、字西峯、字脇山、字高場、字南谷津、字西表、
字十二所、字五万堀、字六十間、字前山、字橋下の各一部
大字張星字朱池、字柏山添の各一部
大字大谷字後谷津、字宅地台、字入谷津台、字大谷の各一部
 - 3 縦覧場所 茨城県土木部都市計画課
-

茨城県告示第1474号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により古河・総和都市計画緑地を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

1 都市計画を定める土地の区域

古河市宮前町、西町、錦町、桜町、大字古河字城郭外、大字立崎字中堤新田、大字牧野地字長割、大字新久田字上宿、字中宿、字下宿、字香取前、字新開、字前新田、字清水台、大字鳥喰字上の口、字沼尻、字前田中、字東田、字田々押、大字中田新田字砂片付、字砂田、字道下、字下田、字東田、字向原、大字中田字宿並、字小田中地先
 " 西町、大字古河字城郭外、大字立崎字中堤新田の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

1 施行者の名称 那珂町

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業那珂町公共下水道

2 事業施行期間 昭和58年1月20日から昭和71年3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分 那珂町大字菅谷字おつぼ、字鍬柄及び字京塚の一部

(2) 使用の部分

昭和58年1月20日茨城県告示第114号の事業地に(1)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(2)に掲げる地内において事業地を変更する。

(1) 那珂町大字菅谷字弁財天、字原后、字原洞、字おつぼ、字新地前、字貝保内及び字鍛冶屋敷の各全部の区域並びに大字菅谷字杉原、字大般若東、字竹之内、字原前、字トトキ内、字北之内、字堀ノ内、字小六内前、字鍬柄西、字京塚及び字八竜神並びに大字杉字西の妻、字馬場及び字馬場崎の各一部の区域

(2) 那珂町大字菅谷字新地、字下宿東、字みの内、字両宮、字両宮東、字下宿西、字一の関及び字北新地地内

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営玉川中流地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 縦覧に供する書類 県営玉川中流地区土地改良事業（区画整理）計画書写し
 - 2 縦 覧 期 間 昭和63年11月5日から昭和63年11月25日まで
 - 3 縦 覧 場 所 大宮町役場
-

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 聽 聞 期 日 昭和63年11月9日 午前11時
 - 2 聽 聞 場 所 鹿島郡鹿島町宮津台197-23
 - 3 聽 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
茶室
 - 4 申請者住所氏名 鹿島郡鹿島町宮中356-2
給前 勉 給前 敏子
 - 5 建築物構造規模 木造1階建 新築
申請延面積 36.72m²
 - 6 敷 地 面 積 900.62m²
 - 7 建築物の位置 鹿島郡鹿島町宮津台197-23
-

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
新治郡千代田村大字上稻吉字新宿山1829番21
- 2 事業主の住所及び氏名

日立市城南町1丁目5番1号

株式会社 日立物流茨城営業本部

取締役本部長 福士英二

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和63年11月4日

茨城県知事 竹内藤男

指定番号	指定期 年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜土木指令 第1065号	63.10.21	有限会社 常盤開発 代表取締役 三村 義滿	千葉県柏市柏 3丁目4番25号	北相馬郡藤代町柵木 字柵木174番2	メートル 4.00	33.55
水土木指令 第1582号	63.10.24	三村 忠	笠間市下市毛 1130番地	笠間市笠間字権現 1765番2	4.20	35.00

訓 令

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会訓令第1号

公職選挙法等事務施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和63年11月4日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下繁一

公職選挙法等事務施行細則の一部を改正する訓令

公職選挙法等事務施行細則(昭和25年茨城県選挙管理委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

別記第19号様式中

「

○注 意
一 医療者の方の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 医療者でない者の氏名は、書かならないこと。
医療者 氏名

」

「

○注 意
一 医療者の方の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 医療者でない者の氏名は、書かならないこと。
医療者 氏名

」

備考 投票用紙の様式を片面印刷の方法で定めた場合は、その旨の様式とすること。

」

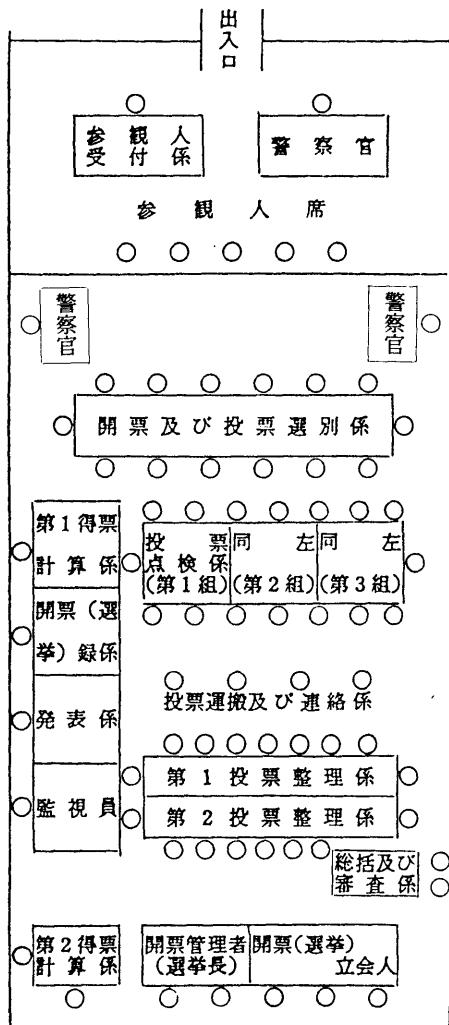
改める。

別記第28号様式備考1中『保護施設の長』の次に『「労災リハビリテーション作業所の長」』を加え、同備考3中「保護施設の長」の次に「労災リハビリテーション作業所の長」を加える。

別記第33号様式を次のように改める。

第33号様式

(開票所設備例)



付 則

この訓令は、公付の日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
 休日の場合は縦下発行）（金 2,000円）

發 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)